

山梨県施設園芸等経営強化推進事業費補助金

物価高騰に対応できる生産基盤を強化するため、水産養殖事業者が行う生産コスト削減、生産性向上に資する取組を支援します。

補助対象者

- ・県内に居住又は事業所が所在する者
- ・水産養殖業を営む水産養殖事業者及び水産業協同組合法に基づいて設立された漁業協同組合

補助対象事業



補助対象事業	補助対象機器	補助率	補助限度額
省エネ機器導入	①LED照明 ②冷凍・冷蔵設備 ③換気扇 ④高効率水中ポンプ	3分の2 以内 ※千円未満の 端数は切り捨て	1事業者当たり 補助上限 300万円 下限 10万円
省力化機器導入	①自家発電機 ②空気供給機器（養殖用水車、ブローワー等） ③ゴミ取り機（ロールドラムフィルタ等） ④自動給餌器 ⑤お掃除ロボット ⑥フィッシュポンプ ⑦水質観測機 ⑧自動選別器 ⑨紫外線殺菌灯		
生産性向上機器導入	①FRP水槽		

募集期間

令和7年4月7日(月)～令和7年5月16日(金)

※交付決定(6月頃)の前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届(様式第5号)の提出が必要となります。

提出先

お住まいの地域を所管する各農務事務所地域農政課

補助対象期間

令和7年4月7日(月)～令和7年12月30日(火)

※補助対象期間内に、事業完了する必要があります。事業完了(日)とは、機器の設置工事が完了し、業者への支払い(領収)まで完了する(日)を指します。

【問合せ先】

- 事業全体に関すること 食糧花き水産課
- 申請書類に関すること 各農務事務所地域農政課

電話：055-223-1614

事業の詳細、各種様式については、山梨県のホームページをご確認ください。